



平成 22 年 10 月 8 日

各位

会社名	アビリティ株式会社
代表者名	代表取締役社長 濱野 雅弘 (コード：6423 東証・大証 第一部)
問合せ先	管理本部副本部長 兼 総務部長 光森 孝善 (TEL. 06-6243-7770)
会社名	コナミ株式会社
代表者名	代表取締役社長 上月 景正 (コード：9766 東証第一部、ニューヨーク、ロンドン)
問合せ先	社長室経営企画グループ 統括マネージャー 山地 康之 (TEL. 03-5770-0075)

(変更) 「コナミ株式会社とアビリティ株式会社の株式交換契約締結について」の一部変更について

コナミ株式会社（以下、「コナミ」といいます。）及びアビリティ株式会社（以下、「アビリティ」といいます。）は、平成 22 年 9 月 21 日に「コナミ株式会社とアビリティ株式会社の株式交換締結について」（以下「本件株式交換」といいます。）を公表いたしました。一部の予定を下記のとおり変更することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、コナミとアビリティの株式交換比率に関しましては、本日付でアビリティより「第三者割当による新株式発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」を公表しておりますが、このデット・エクイティ・スワップ（以下、「本DES」といいます。）が、各社がそれぞれ選定した独立した第三者算定機関の算定評価結果に与える影響が軽微であるため、「3. 株式交換比率を変更しない理由」に記載のとおり変更を行っておりません。

記

1. 一部予定変更の内容

※なお、変更箇所には下線を付しております。

【変更箇所①】

2. 本株式交換の要旨〔P. 2〕

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

【変更前】

	コナミ (株式交換完全親会社)	アビリティ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当ての内容	1	0.052
本株式交換により 交付する株式数	普通株式：2,232,318 株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

アビリティの普通株式 1 株に対して、コナミの普通株式 0.052 株を割当て交付します。なお、本株式交換実施前において、コナミはアビリティの株式を保有しておりません。また、コナミが保有する自己株式 10,039 千株を本株式交換による株式の割当てに使用いたします。なお、コナミ、アビリティともに上記数値は 2010 年 6 月 30 日現在の発行済み株式数及び自己株式数を元に計算しております。

(注2) 本株式交換により交付するコナミの株式数
 コナミは本株式交換により、2,232,318株を割当て交付する予定です。なお、アビリットは、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、効力発生日における、本株式交換に係るコナミの普通株式の割当て及び交付がなされる前の時点（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求があった場合には、この買取りの効力発生後であって、かつ、本株式交換に係るコナミの普通株式の割当て及び交付がなされる前の時点をいい、以下「基準時」といいます。）において保有する自己株式を基準時において消却する予定です。本株式交換により割当て交付する株式数については、アビリットにより自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

【変更後】

	コナミ (株式交換完全親会社)	アビリット (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	0.052
本株式交換により交付する株式数	普通株式：2,593,429株（予定）	

(注1) 株式の割当比率
 アビリットの普通株式1株に対して、コナミの普通株式0.052株を割当て交付します。なお、本株式交換実施前において、コナミはアビリットの株式を保有しておりません。また、コナミが保有する自己株式10,039千株を本株式交換による株式の割当てに使用いたします。なお、コナミ、アビリットともに上記数値は2010年6月30日現在の発行済み株式数及び自己株式数と、平成22年10月8日付のアビリットによる「第三者割当による新株式発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」における効力発生日の増加株式数を元に計算しております。

(注2) 本株式交換により交付するコナミの株式数
 コナミは本株式交換により、2,593,429株を割当て交付する予定です。なお、アビリットは、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、効力発生日における、本株式交換に係るコナミの普通株式の割当て及び交付がなされる前の時点（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求があった場合には、この買取りの効力発生後であって、かつ、本株式交換に係るコナミの普通株式の割当て及び交付がなされる前の時点をいい、以下「基準時」といいます。）において保有する自己株式を基準時において消却する予定です。本株式交換により割当て交付する株式数については、アビリットにより自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

【変更箇所②】

2. 本株式交換の要旨【P.3】

(5) その他

【変更前】

①本株式交換契約の解除等

本株式交換契約の締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、コナミ又はアビリットの財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合には、コナミ及びアビリットが協議のうえ、本株式交換の内容を変更し、又は本株式交換契約を解除して本株式交換を中止することができることとされています。

また、本株式交換契約の締結日からアビリットによる本株式交換の承認に関する臨時株主総会の招集通知発送日又は効力発生日までの間において、本株式交換契約に別途定める、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、又は本株式交換契約の目的の達成が困難となる事態が発生した場合には、本件株式交換契約の効力が当然に失効することがあります。

②基準日設定

コナミは、本株式交換に係る株式買取請求権を行使することができる株主を確定するため、平成22年10月22日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、上記株式買取請求権を行使することができる株主とする予定です。

【変更後】

本株式交換契約の解除等

本株式交換契約の締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、コナミ又はアビリットの財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合には、コナミ及びアビリットが協議のうえ、本株式交換の内容を変更し、又は本株式交換契約を解除して本株式交換を中止することができることとされています。

また、本株式交換契約の締結日からアビリットによる本株式交換の承認に関する臨時株主総会の招集通知発送日又は効力発生日までの間において、本株式交換契約に別途定める、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、又は本株式交換契約の目的の達成が困難となる事態が発生した場合には、本件株式交換契約の効力が当然に失効することがあります。

2. 一部予定変更の理由

【変更箇所①】

コナミ及びアビリットは、平成22年9月21日に「コナミ株式会社とアビリット株式会社の株式交換締結について」を公表いたしました。その後、本日開催のアビリット取締役会にて第三者割当増資を行うことを決定致しました。この第三者割当増資に係る所定の事務手続に際し、本件株式交換に係るコナミ株式の割当て株式数の変更が判明したため、上記予定を変更することといたしました。

なお、本第三者割当増資の詳細につきましては、アビリットより本日、公表しております「第三者割当による新株式発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

【変更箇所②】

コナミ及びアビリットは、平成22年9月21日に「コナミ株式会社とアビリット株式会社の株式交換締結について」の中で、コナミ株主の株式買取請求権行使に係る基準日を平成22年10月22日と定めましたが、コナミ株主の権利行使の機会を最大限の設定にするため、基準日を定めないことといたしました。本件株式交換に係るコナミ株主の株式買取請求期間を、効力発生予定日である平成23年1月1日の20日前から効力発生日前日までの間となります。なお、コナミ株式の株式買取請求権行使に関しては、所定の手続きに沿って別途公告にてご案内する予定です。

3. 株式交換比率を変更しない理由

コナミ及びアビリットは、平成22年9月21日に公表した「コナミ株式会社とアビリット株式会社の株式交換契約締結について」の「3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等」に記載のとおり、コナミはプライスウォーターハウスコーパース株式会社（以下「PwC」といいます。）に、アビリットは株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）に株式交換比率の算定を依頼いたしました。そのうち、PwCについては、アビリット株式の算定手法として、「修正簿価純資産方式」を採用しており、コナミは、本DESによるアビリットの純資産の増加額（499,999,968円）とアビリットの発行済株式数の増加数（6,944,444株）を調整項目として補正いたしました。

<補正前>平成22年9月21日に公表したPwC算定の株式交換比率

算定手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価基準方式	0.045~0.052
修正簿価純資産方式	0.033~0.052

<補正後>上記PwC算定の株式交換比率を参考に本DESの影響を加味して算出した株式交換比率

算定手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価基準方式	0.045~0.052
修正簿価純資産方式	0.035~0.052

一方、プルータスについては、「修正簿価純資産方式」を参考情報に止めているため、コナミおよびアビリットは、この参考情報を除いた算定手法により、交換比率を改めて協議いたしました。

平成 22 年 9 月 21 日に公表したプルータス算定の株式交換比率（参考情報除く）

算定手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価基準方式	0.045~0.062

その結果、平成 22 年 9 月 21 日に公表した本件株式交換の交換比率（コナミ：アビリット＝1：0.052）を変更しないことといたしました。

以 上